

## ○保有個人情報開示請求に係る実費負担額について

保有個人情報開示請求の手続きにおいて、文書などの閲覧は無料ですが、写しの交付をご希望の場合、写しの作成費用を実費（※）としてご負担いただいております。

（※）郵送による写しの交付の場合は、別途郵送料をご負担いただきます。

【東京都台東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則別表（第13条関係）】

区分	費用の額		
(1) 複写機による写し又は電磁的記録を印刷物として出力したもの	A3判以下のもの	単色刷り	片面刷り1枚につき10円 両面刷り1枚につき20円
		多色刷り	片面刷り1枚につき50円 両面刷り1枚につき100円
	A3判を超えるもの		A3判に分割したものとして必要となる枚数に、A3判以下のものの額を乗じて得た額
(2) 電磁的記録（ビデオテープ、録音テープ等の記録媒体に記録された映像及び音声を除く。）を光ディスクに複写したもの	1枚につき100円。ただし、不開示情報が記録されているため被覆の処理をする場合であって、当該被覆の処理のために印刷物を出力するときは、1枚につき100円に、当該印刷物につき区分(1)により算出した額を加えて得た額		
(3) 外部委託により作成したもの	当該委託契約で定める額		

### 備考

- 1 用紙の規格は、日本産業規格による。
- 2 請求者が持参した用紙又は電磁的記録媒体への複写は、認めない。